

## 核融合科学研究所運動施設開放細則

制 定 平成 9 年 7 月 1 日 所長決定

最終改正 平成 3 0 年 7 月 3 日

### (趣旨)

- 第 1 核融合科学研究所運動施設開放規則（平成 9 年規則第 6 号。以下「規則」という。）  
第 1 3 条の規定に基づく，グラウンド及びテニスコート（以下「運動施設」という。）の  
開放に関する必要な事項は，この細則の定めるところによる。

### (開放範囲及び開放時間)

- 第 2 規則第 2 条及び第 4 条に規定する運動施設の開放範囲及び開放時間は，別表 1 のと  
おりとする。

### (使用の申込み)

- 第 3 運動施設の使用を希望する者は，別に定める日までに申込みをしなければならない。  
2 使用日時が重複した場合は，抽選により決定するものとする。

### (使用料の納付)

- 第 4 規則第 7 条に規定する使用料は，別表 2 のとおりとする。  
2 使用料は，運動施設使用許可書（以下「許可書」という。）に定められた納入期限まで  
に，研究所に納めるものとする。

### (鍵の管理)

- 第 5 使用者は，運動施設を使用しようとするときは，門衛所において使用許可書を提出  
して，鍵を受領し，その指示に従わなければならない。  
2 使用後は必ず施錠し，鍵を門衛所に返納するものとする。

### (庶務)

- 第 6 運動施設の開放に係る庶務は，管理部施設・安全管理課において処理する。

### 附 則

この細則は，平成 9 年 7 月 1 日から実施する。

### 附 則

この細則は，平成 1 3 年 4 月 1 7 日から実施し，平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この細則は，平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日から実施し，平成 1 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

### 附 則

この細則は，平成 2 0 年 1 1 月 4 日から実施する。

### 附 則

この細則は，平成 2 1 年 7 月 2 8 日から実施し，平成 2 1 年 7 月 1 日から適用する。

### 附 則

この細則は，平成 3 0 年 7 月 3 日から実施する。

別表 1（第 2 関係）

## グラウンド

|       | 開放時間          |                |                 |
|-------|---------------|----------------|-----------------|
| 平日    |               | 9 : 00－12 : 00 | 13 : 00－17 : 00 |
| 日・祝祭日 | 5 : 00－9 : 00 | 9 : 00－13 : 00 | 13 : 00－17 : 00 |

## テニスコート A 面

|       | 開放時間       |             |             |             |
|-------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平日    |            | 9:30－11:30  | 13:00－15:00 | 15:00－17:00 |
| 日・祝祭日 | 8:00－10:00 | 10:00－12:00 | 13:00－15:00 | 15:00－17:00 |

別表 2（第 4 関係）

（単位：円／2 時間）

| 区 分        | 使 用 料        | 備 考 |
|------------|--------------|-----|
| グラウンド      | 1, 0 0 0＋消費税 |     |
| テニスコート A 面 | 4 0 0＋消費税    |     |

注 1) 使用時間は 2 時間を単位とし、2 時間未満は 2 時間とする。ただし、使用時間は原則としてグラウンドは 4 時間、テニスコート A 面は 2 時間を超えることはできない。

注 2) グラウンドについて、平日の午前中は 2 時間分の使用料とする。